

・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

< 法務 >

2024年までに不動産の

相続登記 が義務化

不動産相続後 

3年以内に


登記申請



怠った場合

10万円以内の
過料処分に!!



誰が相続するか
まだ決まっ
ていないけどなあ 

※内容のご質問等については、TEL 0258-35-4444 担当 高野・池田・齋藤 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会” 毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。